

# 不当な差別的取扱い



# 気付いていますか？



# × それ差別ですよ!



## 合理的配慮の提供をしないこと

障害者差別解消法では、行政機関や地方公共団体、会社やお店などの民間事業者を対象に「障害を理由とする差別」の禁止を定めています。「障害を理由とする差別」には、**不当な差別的取扱い**と**合理的配慮の提供をしないこと**の2種類があります。

	行政機関等	民間事業者
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮の提供	しなくてはならない(法的義務)	するよう努力する*

\*令和3年6月4日公布の改正法により、公布の日から3年以内に法的義務になります。